

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律

(平成一四年五月三十一日法律第五六号)

一、提案理由(平成一四年四月二三日・衆議院財務金融委員会)

○塩川国務大臣　ただいま議題となりました政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政策金融機関につきましては、その財務の健全性及び透明性の確保の要請が高まっており、リスク管理を一層適切に行う必要があることから、政策金融機関に対して金融庁検査を導入できるよう、各政策金融機関の設置法において所要の措置を定めるため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、各政策金融機関の設置法について、次のとおり改正を行うこととしております。

第一に、主務大臣は、立入検査権限の一部を内閣総理大臣に委任できることとするとともに、内閣総理大臣は、立入検査をしたときは、速やかにその結果を主務大臣に報告するものとしております。

第二に、内閣総理大臣は、主務大臣から委任された権限等を金融庁長官に委任するものとしております。

以上が、政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成一四年四月二六日)

○坂本剛二君　ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、政策金融機関について、その財務の健全性及び透明性の確保への要請が高まっており、リスク管理をより一層適切に行う必要があることから、政策金融機関に対して金融庁検査を導入できるよう、各政策金融機関の設置法において所要の措置を講じようとするものであり、以下、その概要を申し上げます。

第一に、主務大臣は、立入検査権限の一部を内閣総理大臣に委任できることとするとともに、内閣総理大臣は、立入検査をしたときは、速やかに、その結果を主務大臣に報告することにしております。

第二に、内閣総理大臣は、主務大臣から委任された権限等を金融庁長官に委任することにしております。

本案は、去る四月十一日当委員会に付託され、同月二十三日塩川財務大臣から提案理

由の説明を聴取した後、質疑を行い、本日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は多数をもって可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一四年四月二六日）

政府及び各政策金融機関は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 民間金融機関について、いわゆる貸し渋り問題等の批判が依然としてみられる状況にあること等を踏まえ、政策金融機関にあっては、民間金融機関が行う金融の補完というその本来の使命を果たすこと。
- 一 政策金融機関の中小企業等に対する融資については、いたずらに貸し渋り等の批判を招くことにならないよう、金融庁による政策金融機関に対する検査の実施に当たっては、中小企業等の実態を踏まえ適正かつ的確に行い、一律的にならないよう留意するとともに、各主務省庁及び各政策金融機関においては、金融庁による検査の結果を踏まえた上で、政策金融の機能が的確に発揮されるよう努めること。
- 一 民間金融機関についても、中小企業等に対する資金供給の円滑化を図ること。

三、参議院財政金融委員長報告（平成一四年五月二四日）

○山下八洲夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、政策金融機関の財務の健全性及び透明性を確保する観点から、九つの政策金融機関に対し金融庁の検査を導入できるようにするものであります。

委員会におきましては、政策金融機関に対する金融庁検査の内容、政策金融機関が今後果たすべき役割等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表し大門実紀史委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一四年五月二三日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 民間金融機関に対しては依然としていわゆる貸し渋り問題等の批判があること等を踏まえ、政策金融機関にあっては、民間金融の補完という本来の使命を果たすこと。
- 一 政策金融機関の中小企業等に対する融資については、いたずらに貸し渋り等の批判を招くことにならないよう、金融庁による政策金融機関に対する検査の実施に当たっ

ては、中小企業等の実態を踏まえ適正かつ的確に行い、一律的にならないよう留意するとともに、各主務省庁及び各政策金融機関においては、金融庁による検査の結果を踏まえた上で、政策金融の機能が的確に発揮されるよう努めること。

- 一 民間金融機関についても、中小企業等に対する資金供給の一層の円滑化を図ること。
- 一 各政策金融機関の業務運営に当たっては、国民に対する説明責任の確保及び業務の透明性の向上に努めること。
- 一 我が国金融システムにおける政策金融機関の位置付けやその民間金融補完機能の考え方を明確化した上で、政策金融機関の在り方の見直しを行うこと。

右決議する。